

インターネットでの チケット転売に関する トラブルが増加しています！



国民生活センターによると、コンサートやスポーツなどの興行チケットのインターネットでの転売をめぐる相談が、昨年度は一昨年度と比べ約2.4倍と増えました。

今年は「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会」、来年には「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催予定で、今後トラブルが増加することが予想されます。転売サイトでの購入者と出品者それぞれの相談事例から見るアドバイスをご紹介します。

購入者からの相談事例①

★代金を支払ったが、直前になってもチケットが届かない。

出品者からの相談事例②

★購入者にチケットを送ったのに、チケットが届かなくて入場できなかったなどの理由で、代金が支払われない。

その他の相談事例③

★インターネットでサーカスのチケットを購入することにした。サーカス名をインターネット検索して、一番上に表示された結果からサイトにアクセスし、公演チケットをクレジットで決済した。

その後当該サーカスの公式サイトを見てみたら、自分が購入した物は海外のチケット転売仲介サイトで、正規のチケット代金より高額だと分かった。当該サーカスの公式サイトには、「チケット転売仲介サイトで購入しないように」と掲載されていた。



「消費者庁 イラスト集より」

《裏面に続く》

杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

皆様へのアドバイス

チケットを購入の際には、公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう！

チケット転売仲介サイトでは、チケットの価格や手数料が高額であり、転売禁止のチケットだと気付かずに購入してしまうケースやキャンセルが出来ないケースがあります。購入の際には手数料が高額ではないかやキャンセルに関する規約を十分に確認してください。

購入するチケットが転売禁止か確認しましょう！

興行チケットの中には、規約において第三者への譲渡、転売などを禁止している場合があります。また、入場時に公式チケット販売サイトからの購入者であることの本人確認が必要なこともあります。このような場合、転売チケットは無効になり、入場時の本人確認により入場できない恐れがあります。なお、チケット転売仲介サイトなどによっては補償サービスを提供している場合もあるので、補償サービスの内容や条件を確認してください。

不正転売はしないようにしましょう！

チケット不正転売禁止法が6月14日から施行され、国内で行われるコンサートやスポーツなどの興行チケットのうち、有償譲渡を禁止することを券面に表示されたチケットを、興行主の同意を得ずに業として販売価格を超える価格で譲渡すると罰則の対象となる場合があります。

急ぎょ行けなくなった時は、公式リセールサイトを利用して、そのチケットを希望する人へ転売することが可能な場合がありますので、検討してください。



インターネット掲示板などで「チケットを譲る（売る）」と言って購入者を集め、チケット代金をだまし取るようなケースが発生しています。チケット代金を支払ったのに、チケットは届かず、相手との連絡も取れなくなったなど、お金をだまし取ることが目的であると疑われる場合は、すぐに警察に相談してください。

※警察相談専用電話 「#9110」

この記事に関する詳細は、<http://www.kokusen.go.jp/>をご覧ください。

(参考 国民生活センター)

 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 **03-3398-3121**

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階